

わが国の企業会計制度・税制と企業行動*

田 近 栄 治
油 井 雄 二

I はじめに

これまでわが国の法人税制と企業行動の研究においては、企業会計制度やそれに基づく企業行動の特徴を明示的に考慮した分析は、ほとんど行われてこなかった。本論文の目的は、確定決算主義、資産評価における取得原価主義、単独決算主義というわが国の企業会計制度を特徴づける3つの要因（会計基準）に注意を払いながら、法人税と企業の投資行動の問題を考察することである。

税制が企業の投資行動に及ぼす効果は、通常、税引後利潤の最大化あるいは企業価値の最大化行動を前提とするモデルを用いて分析される。資本コストの概念を用いた分析はその代表であり、国際比較も盛んに行われるようになった。しかし、日本企業の行動を見ると、果たしてこうした議論の前提が満たされるのか、疑わしいケースがしばしば見受けられる。

一例をあげれば、企業財務の専門家は日本企業の特徴として経常利益の重視を指摘している。投資決定においても、投資プロジェクトの採否は、その税引後の利益率ではなく、税引前の経常利益段階での *profitability* によって判断されるというものである。また、バブル経済崩壊後には、業績

* 本稿を作成するに当たり、白鳥庄之助、篠原光伸、海保英孝各氏から有益なご教示をいただいた。また、1998年度日本財政学会第55回大会における報告に対して、早見弘、瓦田太賀四、遠藤宏一各氏からも有益なコメントをいただいた。記して感謝する。もちろんありうべき誤りは、筆者の責任である。

好調のアジアの海外子会社から不況に苦しむ親会社に対して、配当やロイヤルティの支払いなどの形で、以前にも増して多額の資金が移転された。現地では豊富な投資機会があり、また、法人税率の面から日本送金により法人税負担の追加が生じることになる。企業グループ全体で見れば、現地法人から配当を日本に送金することをせず、現地の再投資に振り向ける方が資金を効率的に運用し、グループ全体の利潤をより大きくすることが期待できたはずである。しかしそれにもかかわらず、実際には追加的な税負担をしてまでも配当の送金などが実行された。

こうした日本企業の行動は、租税支払額の最小化あるいは税引後利益の最大化を目指す英米型の企業行動からすると、特異なものであり、謎（パズル）といえよう。われわれは、このパズルの答えを求めていくうちに、法人税制と日本の企業行動の分析においては、企業の活動を制約している環境、とりわけ企業会計制度を考慮することが必要との認識を持つに至った。そこで本稿では、わが国の企業会計の特徴である確定決算主義、資産評価における取得原価主義、単独決算主義を取り上げ、法人税制と企業の投資行動との問題を考察する。

議論を要約すれば次の通りである。まず第Ⅱ節では、確定決算主義を取り上げる。戦後のわが国の法人税制は、税率を高め維持する一方で、各種の引当金・準備金や寛大な特別償却制度を導入してきた。なぜこうした税制が形成されることになったのか。われわれは、確定決算主義のもとの逆基準性（税法の規定が企業会計をゆがめる）が成り立っていたと考える。また戦後、経済成長のために資本蓄積を促進することが政府・民間を通じての目標となっていた。こうした状況では、税率を引き下げる政策よりも、引当金・準備金制度や特別償却制度のような租税支払い繰延型の優遇措置を導入した方が、費用を大きく計上することによって経営者が裁量的に利用できる内部資金を厚くし、投資に対してより効果的に作用することが期待できた。つまり、戦後の日本の法人税制は、確定決算主義のもとで資本

蓄積を促進するのにきわめて効果的な仕組みであり、しかもそれは企業経営者にとっても、また政府にとっても都合のよい仕組みだったといえる。

また成長重視の企業戦略は、経常利益の大きさに経営の目標を置くことになった。その結果、法人税を単なるコストとみる考え方が生まれることになった。上述のパズルを解く鍵は、成長戦略に基づく経常利益重視の経営にある。

次に、第Ⅲ節では、資産評価における取得原価主義をとりあげる。これは、高度成長の過程で膨大な含み益を企業にもたらしたといわれる。そして、業績の悪化時には含みを吐き出し、業績の建て直しが図られた。しかし、こうしたことは業績が極端に悪化した企業に特有の問題なのか、わが国企業一般に成り立つものなのか、その実態は明らかでない。そこでわれわれは、公表された財務データをもとにその実態の一端を明らかにする。分析の結果、資産売却益は、多くの企業が利用し、確かに景気変動にあわせた動きを見せていることが示された。

第Ⅳ節では、商法の規定する単独決算主義による利益操作の問題を検討した。単独決算主義は親会社の経常利益安定化のため、企業グループ内での利益操作を生みだし、企業経営のディシプリンを犯しているといわれている。しかし、これについても、企業の倒産や不祥事のときにしばしば報道されるものの、客観的な実態は明らかでない。われわれは、含み益と同様、公表財務データを用いてその実態を明らかにしようとしてみた。含み益の分析と同様、結果の解釈には十分な注意が必要であるが、その存在を強く示す結果が得られた。

第Ⅴ節では、まず、これまで述べてきた要因が戦後の企業投資にポジティブな効果を与えていたことを見た上で、そうした成果を生みだしてきた前提条件が、内部資金の充実とともに崩れ去ったことを述べる。投資は、本来、きわめて不確実性の高い活動である。それにもかかわらず、戦後の設備投資の高い伸びを支えたのは、内部資金の蓄積を促進する法人税制と

ともに、会計制度を利用した含み益や利益操作が企業経営者に与えた経営の（業績悪化に対する）ゆとりであった。こうしたゆとりは、反面、経営責任に対する「甘え」を生む。しかし、高度成長期にはこれらの要因のネガティブな側面は、表面化しなかった。豊富な投資機会、輸出における外国企業との激しい競争、最低報酬率の下限を決定する借入金利、メインバンクによるモニタリングなどの要因が相まって、資本の効率的運用に対するインセンティブが確保されていた。

しかし、高度成長が終焉した70年代半ば以降、企業経営者たちは、一方では潤沢な内部資金をもち、また資金調達手段も多様化した。わが国はいまや成熟経済に到達し、もはや内部資金の充実は必要ではなくなり、むしろ税負担自身が重荷となっている。企業間競争がますます国際的になり、資本収益率が低下する中で、税負担は企業にとって大きな問題となっている。

最後に第VI節では、以上の議論をふまえ、今後の法人税改革のあり方について述べる。企業会計制度の改革との調和、課税ベース拡大と税率引き下げ、企業行動に対して中立的な税制への改革、そして利子、配当、キャピタルゲイン等の資本所得に対する課税の改革と法人税制の改革について、課題を述べる。

II 確定決算主義と税制

まず、企業会計制度、税制と企業行動との関係について、確定決算主義の問題から検討する。わが国の企業会計制度は、商法を中心に証券取引法、税法のトライアングル体制とも呼ばれるように、三法が複雑に絡みあいながら規定されている。このうち、確定決算主義は商法と税法との関係を示すもので、課税所得は商法に基づいて確定した決算をもとに、これに必要な調整を加えて計算されることをいう。したがって、一般的には、商法における損益（会計利益、会計所得）と税法における課税所得が一体となって

いることをさす。とくに減価償却や棚卸しなど複数の会計処理方法の選択が認められている場合や裁量の余地のある場合には、確定決算において採用した処理方法を課税所得計算においても適用しなければならない。つまり確定した決算における利益をもとに、税務申告をしなければならないというルールである。

会計所得と申告所得の一致を義務づける確定決算主義は、ドイツを始めヨーロッパ諸国を中心に多くの国々で採用されている。一方、アメリカ、イギリス等では、財務報告用と税務申告用で別々に所得計算を行ってよいこととされ、会計所得と申告所得の一致を義務づけていない。そのため、便宜的に確定決算主義を採用している国を One-book 国とか uniform reporting system と呼び、英米型の国を Two-book 国あるいは separate reporting system と呼んでいる。

さて、確定決算主義を採用する国々で問題となるのは、本来、公正妥当な基準で計算された会計利益が税務上の申告所得を決めるというルール（基準性と呼ばれる）が主客転倒し、法人税法の規定が会計所得を決定するという逆基準性が成り立つ危険があるということである。たとえば、政府がある政策目的に基づいて減価償却の割り増しを認めたとすると、その適用を受けるには会計利益の計算においてもその割増された減価償却を使わなければならない。本来、企業が生産活動にその資産を使用したときに発生する経済的減価償却額を超えて償却すれば、費用が過大に見積もられ、その結果、会計利益が過少に計上される。投資家に対して企業活動の成果を正しく報告するという企業会計の本来の目的が軽視され、法人税法の規定が会計実務を支配してしまうことになる。

こうした企業会計制度の違い、つまり One-book 国と Two-book 国で、法人税が企業行動に及ぼす効果に違いがあるのだろうか。最近、北欧の研究者を中心にこの問題について興味深い研究が行われている。その一つの立論は One-book 国では、投資家に対する情報にゆがみが生じることにな

り、それを正すために追加的に情報コストが発生することに注目する。また、資本コスト理論で用いられる株価最大化のモデルにおいて、企業会計制度の違いにより企業の支払配当に対する制約式が異なることを明示的に考慮したモデルも展開されている。いずれの立論においても、One-book国では法人税の有効性が低下もしくは消滅するという、興味深い結論を得ている。

しかし、この議論についての検討は次の機会に譲り、ここでは別の視点から確定決算主義と法人税制の問題を取り上げることにする。すなわち、確定決算主義が戦後のわが国の法人税制の形成過程において果たした役割は何かという問題である。なぜなら、この問いに答えることは、今後のわが国の法人税制を考えるに当たって、重要な示唆を与えてくれると思われるからである。

戦後のわが国の目標は、企業も政府も経済成長を実現することであり、そのために資本蓄積を促進することが最重要課題としてとらえられていた。大きな国内市場、勤勉な国民性、先進的な技術の導入可能性等の好要因に恵まれていた。しかし、高収益が期待できる投資機会が潤沢にあっても、投資のための資金調達が制約となっていた。資本市場が未発達のため、間接金融に依存せざるをえないが、景気変動に対する抵抗力を高め倒産のリスクを軽減するためにも、自己資本の充実を図る必要があった。

資本蓄積を高め、経済成長を促進するという戦後の課題は、企業行動のあり方にも、法人税制のあり方にも大きな影響を与えた。まず、戦後の法人税制の形成過程についてのわれわれの理解を先に述べれば、高度成長期の法人税制に数多く導入された引当金・準備金や特別償却など課税繰り延べ措置は、まさに確定決算主義のもとでの逆基準性を媒介にして、経営者が裁量的に使用することのできる内部資金を手厚くする政策であったということである¹⁾。

1) 戦後法人税制における引当金準備金及び特別償却制度については、田近・油

これらの課税繰り延べ措置による節税効果は、年々の引当額そのものではなく、将来の取り戻し効果を考慮すれば、繰り延べ税額の金利相当分にしかならない。しかしながら、年々の課税所得計算においては、費用を過大に評価し、課税所得を小さくする。確定決算主義の下では、逆基準性によって会計利益を過少に計上し、株主にとっては配当可能利益が少なく計上されることになる。

一方、経営者にとっては、こうした措置は費用段階で投資のための資金を確保できることを意味する。もし課税繰り延べ措置による課税ベースの縮小ではなく、税率を引下げる政策が採られていた場合には、税引後利益が増え、投資のためにはそこから内部留保を行うことになる。株式の相互持合いにより、株主自体が「静かな株主」であり、高配当に対する株主の要求は強くなかった。しかし、利益処分としての内部留保よりも課税繰り延べ措置による場合には、より直接的にしかも経営者自らの裁量で利用できる資金量が増えることになる。いわば経営者のポケットマネーを厚くし、投資資金確保の面でも日本企業の経営者支配を強めていたといえる。また、毎年、投資の伸びが2桁にも達する成長企業にとっては、過去の繰り延べ分の取り戻しも大きな負担とはならなかった。

他方、政府にとっても、こうした税制は資本蓄積を促進するとともに、税収の確保という点でも、税率引下げのようにまるまる減税というわけではなく、将来、減税分は取り戻せるという点で導入しやすかったといえる。

恒常的に資金不足にあった高度成長期には、税制も投資のための内部資金の確保という点で大きく貢献したと考えられる。資本蓄積促進という舞台では、政府（税制）も企業と並んで重要なプレーヤーの一人であったといえる。では、繰り延べ型税制の基礎が確定した高度成長の初期においては、こうした措置が内部資金に与えた効果はどれほどのものであったのだろうか。残念ながら、データの制約からそれを示すことは困難である。と

井 [1984] 参照。

くに引当金は年々の純引当額（損金算入額）をとればよいが、減価償却制度については、経済的減価償却に対する特別償却制度を加えた税務上の減価償却の上積み分を推計する必要がある。そこで時期的には下がるが70年代以降について、繰り延べ型措置として償却制度とともに引当金・準備金では退職給与引当金・貸倒引当金・価格変動準備金を取り上げ、内部資金に与えた効果を推計したものである。表1に結果が示されるが、70年代はじめても、とくに税務上の減価償却による内部資金増加効果は10～17パーセントと、かなり大きいものがある。引当金等の効果は数パーセントで、それに比べると小さく、またいずれも時間が下ると低下していることが示される。高度成長期には、さらに大きな効果があったと予想される。

一方、成長重視の戦略は企業の投資行動にどのような影響を与えたのだろうか。それは、税引後利益ではなく経常利益重視という企業戦略となって、経営の中心におかれた。なぜ経常利益が経営の目標あるいは企業活動の成果を示す指標として用いられたのであろうか。企業の生産活動の状況を直接的に反映する利益の物差しという観点からは、営業利益の方が適当である。しかし、高度成長期にはわが国の企業は規模の拡大を企業戦略の基礎におき、借入によって投資を増加させてきた。その結果、企業は多くの負債を抱える状況になったが、そのときには、まず借入利子を支払い、その後どれだけの利益を生み出したかが業績評価として重要である。したがって、金融機関からの借入に多くを依存している状況では、企業活動の指標として営業利益よりも、それから配当・利子等の営業外損益を調整した経常利益の方が、企業活動の成果を示す指標としてより適当である。

一方、株主に対する報酬という視点からは、配当するか内部留保するかにかかわらず、まずその原資となる税引後利益の大きさが問題となる。したがって、株主の利益の最大化を図るとすれば、税引後利益の最大化が行動原理の基礎に置かれねばならない。しかし、わが国では「静かな株主」からの高株式収益を求める声は強くはなかった。とくに1960年代半ばには

わが国の企業会計制度・税制と企業行動

表1 繰り延べ型税制が内部資金に与えた効果

(%)

年度	引当金等の効果	税務上の減価償却の効果
1970	3.7	14.2
1971	2.6	17.2
1972	3.9	16.2
1973	4.6	10.5
1974	5.7	7.3
1975	2.7	-1.0
1976	3.8	9.1
1977	4.8	7.3
1978	2.1	7.5
1979	2.3	6.0
1980	1.5	4.3
1981	0.8	5.0
1982	-1.5	6.1
1983	-0.1	7.8
1984	1.7	7.2
1985	1.5	8.1
1986	0.2	9.6
1987	1.0	9.8
1988	1.3	8.7
1989	1.9	6.1
1990	0.4	6.6
1991	1.3	7.2
1992	0.3	9.4
1993	1.6	9.6

注) 内部資金(経済的所得+経済的減価償却)に対する比率である。経済的所得については、田近・油井[1996]参照。

出所) 筆者推計。

資本自由化と証券恐慌への対応として、株式安定化のために、持合が一層拡大した。持合は、乗っ取りや買い占めの防止、長期的系列取引関係の維持のためのものであった。互いに規模の拡大、成長を維持していくことに重点が置かれ、株式保有による収益の獲得を目的とするものではなかった²⁾。

高度成長期には日本企業の輸出が拡大し、豊富な投資機会が存在する一方で、投資資金の制約がきわめて強かった。資本市場は未発達のみで、投資は銀行からの借入れによって制約された。こうした状況でメインバンク制が発達した。メインバンク自身も、企業の大株主である場合が多いが、株価収益の最大化よりも、法人預金拡大のため顧客企業の規模の拡大を願った³⁾。

税制面からは税引後収益率を引き上げることよりも企業の内部資金を手厚くすることに重点が置かれ、企業も規模の拡大による経常利益の成長を重視する経営戦略が採られた。こうした状況では、経営者は法人税もコストの一部であって、サラリーマン経営者の横並び意識から“どの企業も払わねばならないものだから”という認識をもつに至った。はじめに述べた日本企業の法人税に対する特異な行動は、このような文脈の中で理解することができる。

しかし、ここで注意しなければならないことは、必ずしもこのことが、高度成長期において資本の非効率な運用が行われていたことを意味するものではないということである。投資資金の借入への依存は、企業が上げなければいけない最低の期待収益率の下限を決め、非効率な投資に歯止めをかけた。メインバンクは企業のモニタリングを行い、経営者のモラルハザードを防ぐ役割を担った。さらに経営が行き詰まったときには、銀行が債権者として資金回収に走る前に、企業の再建のため資金的あるいは人的な援助を行うことが期待された。

豊富な投資機会、輸出における外国企業との激しい競争、最低報酬率の下限を決定する借入金利、メインバンクによるモニタリングなどの要因が相まって、経常利益重視の経営であっても資本の効率的運用に対するイン

2) 株式持合の経緯、効果等については、岡崎 [1993]、橋木・長久保 [1997] 参照

3) 寺西重郎 [1993] 参照。

センチブが確保されていた。しかし経済環境の変化によって、規模の拡大を目指す経常利益重視型経営の前提条件は崩壊し、税制の役割も変化が要請されている。

Ⅲ 取得原価主義と含み益経営

わが国では、商法や企業会計原則によって、資産は取得原価で評価することを原則とし、市場価格が著しく低下し、回復が期待できないときには低価法の採用を認めている。一方、市場価格が取得原価に比べ上昇している場合には、帳簿価格の変更を認めていない。価格上昇時に取得原価による資産評価を義務づけることは、処分可能利益の算定において未実現利益を排除することを意味するが、これは資本維持を第一義とする保守主義会計の立場から正当化される。しかし、資産価格上昇による含み益についての情報は開示されないことになる。

戦後の成長期には土地とともに株式も価格変動リスクの小さい資産とみなされ、事実、株価は経済成長とともに右肩上がりの状況が実現した。また、株式の持ち合いもあって、わが国の事業会社は多くの金融資産を保有している⁴⁾。その結果、取得原価主義のもとでは多くの企業で膨大な含み資産が発生した。そして企業は業績が悪化し利益の捻出に迫られたときには、多くの場合、有価証券を買い戻し条件付きで売却する益出しを行った。いわば、保有資産を会計利益の調節弁として利用してきたといわれている。

しかし、資産の含み益を利用した利益調節の実態については、個別事例については新聞紙上等で報道されるものの、全体的な大きさを示すデータはない。また企業の資産の中には、事業活動を継続するために不可欠な資産もあり、単に時価と簿価の差のすべてが、会計利益の調節弁として利用できるとは限らない。したがって、含み益の大きさを正確に測定すること

4) 白鳥 [1998] によれば、製造業の場合、金融資産と非金融資産の割合はおよそ6対4とされている。P. 98

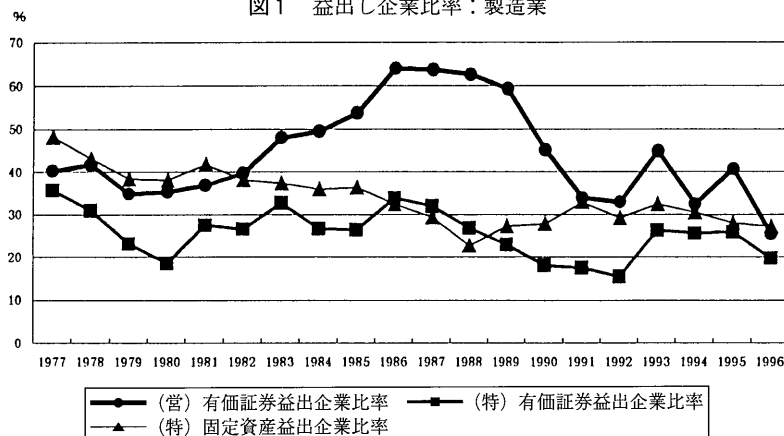
は困難であるが、以下では、含み益の活用の実態のひとつの証左として、データの利用できる1977年度から1996年度までの東証一部上場の製造業を対象に資産売却益の動向をみてみよう。会計年度変更等の理由によって、対象企業数は年度によって若干変動があるが、おおむね438～462である。

企業会計の損益計算書では資産の売却による利益（ないし損失）は、営業外損益の項目と特別損益の2つの項目で計上される。営業外損益と特別損益の相違については、原則的には、固定資産売却損益や転売以外の目的で取得した有価証券の売却損益は特別損益として計上され、それ以外の経常的な資産の売却に関わる損益は、営業外損益として計上される（企業会計原則 注解12）。したがって、基本的には固定資産の売却損益と、株式の持合等の理由で長期に保有した有価証券を売却した場合の損益が特別損益として計上される。営業外損益には短期保有資産の売却損益が計上されることになるが、そうであればこれを含み益とすることは適当でないとも考えられる。しかし、同時に注解12では、「特別損益に属する項目であっても、金額の僅少なもの又は毎年経常的に発生するものは、経常損益計算に含めることができる」とされ、實際上、両者の計算区分はあいまいといわれている。そこで、以下では有価証券売却益については営業外損益と特別損益の両項目計上分について、また固定資産売却益については特別損益計上分を含み益とみなすことにする。（売り切りか買い戻したかの区別はしていない。）

はじめに、図1は、各年度において上記3項目で売却益（純額）を計上していた企業数の全企業数に占める比率を示したものである。すなわち、製造業のうち何%くらいの企業が益出しをしていたか、いわば益出しの利用度をみるものである。まず、営業外損益に有価証券売却益（損）を計上している企業は、バブル期には6割を越えているが、1980年度以降96年度までの期間でおよそ3割を越えている。多くの企業が経常的に有価証券の売買を行っており、利益調節の要素は低いかのように見える。他方、特別

損益については資産売却益（損）を計上している企業の比率は低下し、とくに有価証券については86、87年頃と90年代にはじめの景気低迷期に上昇している。

図1 益出し企業比率：製造業



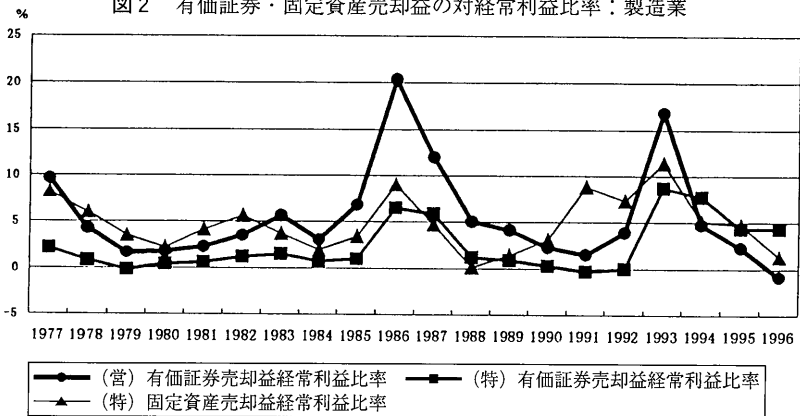
注) ネットの資産売却益がプラスのものを益出しとしている。
 (営)は営業外損益での益出し、また(特)は特別損益での益出しを意味する。
 出所) 日本開発銀行『開銀財務データ』より作成。

では、資産の売却益の大きさは、どの程度であったのだろうか。そこで、図2では(純)資産売却益と経常利益との比率を取った。これによると、3つの資産売却益とも、プラザ合意以後の不況期と90年代当初の時期に大きく上昇していることがわかる。この時期には指標の分母である経常利益が低下していることを考慮しても、分子である売却益が大きく伸びていることは否定できない。有価証券については、営業外損益計上分と特別損益計上分で動きが変わらないことも、有価証券売却が利益調節の手段となっていることを窺わせる。また固定資産売却益については、有価証券売却と動きが多少ずれているが、不況期に上昇する傾向には変わらない。資産の含み益を利用した利益操作の全体像を表す直接的な証拠とはなり得ないかもしれないが、この図はその存在を強く示唆しているといつてよいであろう。

う。

景気低迷による業績悪化に対しては、まず経常利益段階の有価証券売却益によって対応し、それでも埋めることのできない場合には、特別利益段階の売却益によって税引き前当期利益を確保する。こうした取得原価主義によって発生した含み資産の存在は、単独決算、確定決算主義と相まって、戦後の日本企業の旺盛な投資行動を支えた。元来、投資は大きな不確実性にさらされているが、膨大な含み資産の存在は、それへの果敢な挑戦を可能にしたともいえる。

図2 有価証券・固定資産売却益の対経常利益比率：製造業



注) 図1の注を参照。
出所) 図1に同じ。

しかし他方では、しばしば指摘されているように、含み資産は経営者のモラルハザードあるいは「甘えの経営」を生み出した。バブル崩壊により、資産価格が一転して急落するや、金融界を中心に膨大な含み損に苦しんでいる。含み益によって会計利益を操作することにより真の業績を隠蔽し、経営責任を糊塗することが行われた。バブルとその崩壊はそうした「甘えの経営」の破綻を意味している。

Ⅳ 単独決算主義と利益操作

企業会計のトライアングルを構成する商法は単体での決算を前提とし、商法第290条で配当可能利益の限度額を、貸借対照表上の純資産額から次の①～④を合計した金額を控除した額とすることを定めている。

- ①資本の額、
- ②資本準備金と利益準備金の合計額、
- ③その決算期の利益準備金積立額、
- ④開業準備費、試験研究費および開発費の繰延の合計額が②を超える額

ここには、企業グループあるいは連結決算という概念はまったく存在しない。上場企業の中には、海外の資本市場での資金調達を目指して、早くから連結決算表を作成し公表するものもあったが、連結決算に注意が払われるようになったのは、国際標準へ向けての企業会計原則変更の動きが明らかになった、ここ2、3年のこととあってよい。しかし、山一証券を挙げるまでもなく、関連会社や海外子会社を利用した損失の飛ばしなどの利益操作の例は枚挙にいとまのないほどである。しかも従来の会計基準では、連結対象企業の選択に裁量の余地が大きく、連結決算といえども企業の実態を正しく反映していないという指摘がしばしばなされている。依然として、単独決算重視の姿勢がとられているとあってよい。

単独決算主義のもとで子会社、関係会社を使った利益操作が行われていることは、企業の経営破綻が生じる度に、しばしば報道される。しかもこれは経営破綻企業ばかりでなく、一般的な現象だということもいわれる。ところが、こうした利益調整がどの程度行われているのか、その実態を公表された財務データによって示した分析は行われていない。以下では、その一端を明らかにするため、2つの分析を行った。

まず第1の分析は、いくつかの個別企業ごとに、単独決算および連結決算の営業利益と経常利益の推移を比較してみた。利益操作が行われていれ

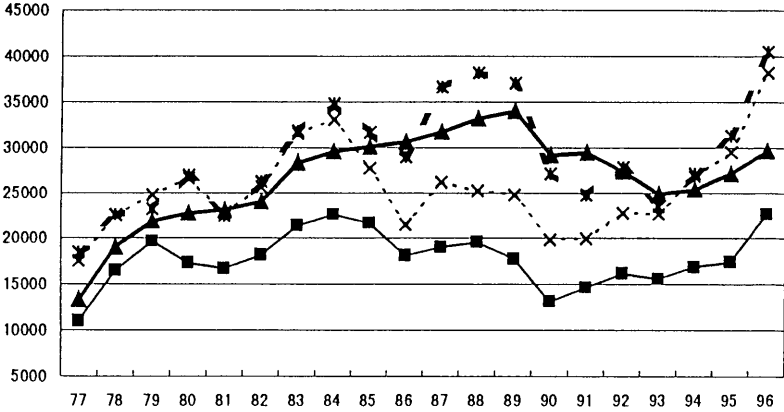
ば、連結の経常利益に比べ単独の経常利益の方が安定的に推移している可能性が高いと考えるわけである。もちろん、収益の不安定な新規事業を子会社で行うという経営戦略を採ったり、あるいは経済状況によって、何らの操作をしなくとも、単独の経常利益が安定的に推移することは十分にあり得る。また先にも述べたように、連結決算自体がすでに何らかの操作が施されたものであるかもしれない。したがって、結果についてはそうした点を十分留意する必要がある。

図3は、その一例として東証一部上場の製造業2社の単独および連結の営業利益と経常利益の推移を示したものである。(A)社についてみると、営業利益では連結ベースの方がやや変動が激しいが、おおむね単独も連結も同じように推移しているのに対し、経常利益では連結ベースに比べ単独ベースのそれがきわめて安定的に推移していることがわかる。(B)社については、営業利益も経常利益も連結ベースの方が激しく変動し、両者の動きはほぼ一致している。しかし単独ベースでは、営業利益の変動に比べ、経常利益の変動が抑えられていることが読みとれよう。この結果をすべて利益操作に結びつけることは危険であるが、単独の経常利益の安定化戦略の傾向が明瞭に読みとれる。はじめに述べた海外子会社からの送金も、こうしたコンテキストで理解することができる。

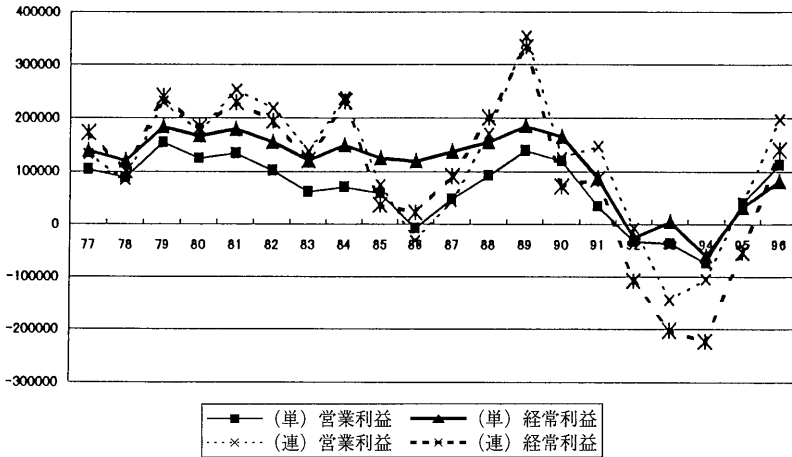
こうした個別企業ごとの分析では、これが特定の企業にのみ当てはまるものなのか、わが国の企業全体についてに一般的にいえるものなのかがはっきりしない。そこで、東証一部上場の製造業を対象に単独ベースの決算状況と連結ベースの決算状況とがどのように関連しているかを調べた。対象とした企業は、東証一部に1985年度以降96年度まで継続して上場している企業で、他の上場企業の子会社（筆頭株主の持株比率40%以上のもの）を除いたものである。データの開始年度は1980年度で、対象企業数は、決算時期の変更年度を除いたため年度により異なるが、96年度で416社、総決算期数（サンプル数）は6,732である。

図3 単独および連結利益の推移

(A) 社



(B) 社



出所) 図1に同じ。

まず、連結及び単独決算のそれぞれについて、営業利益と経常利益が前期に比べそれぞれ増益あるいは減益であったかによって4つのパターンに分類し、それぞれの構成比を見た。結果は表2に示される。これによると、

単独決算、連結決算いずれもサンプル中、営業利益、経常利益とも増益だったケースが約50%を占め、次いでともに減益であったケースが35%強である。営業利益、経常利益の変化方向が逆になったケースは非常に少なく、営業利益：増益、経常利益：減益が連結、単独ともに10%以下であり、また、減益・増益になったケースはともに5%程度である。4つのケースの構成比は、連結決算、単独決算で大きな違いはなく、経常利益が増益となったのは単独で60%、連結で57%と、これで見るとくに単独の経常利益を安定化させているようには見えない。また、ここでは示さないが、各ケースの比率は景気動向に応じてかなり激しく変動している。増益・増益の比率は pro-cyclical に、また減益・減益の比率は counter-cyclical な動きを示し、その動きも連結、単独でほぼ一致している（付表を参照）。

表2 単独決算と連結決算の状況

(%)

利益変化のパターン		単独決算	連結決算
営業利益	経常利益		
増益	増益	50.0	49.3
減益	増益	9.8	7.3
減益	減益	35.5	38.0
増益	減益	4.7	5.4

出所) 日本開発銀行『企業財務データ』より筆者作成。

この表からは、単独の経常利益安定化のための利益操作は行われているようには見えない。しかし、これは連結決算と単独決算を別々にみたもので、それぞれの決算状況相互の関係は明らかでない。そこで次に、連結決算の各ケース毎に、そのときに単独決算がどのような状況（パターン）にあったかを調べてみる。表3は、たとえば連結決算で営業利益、経常利益ともに増益であったとき、単独決算でも同様にともに増益であったのは、その約90%、単独で減益・増益という組み合わせであったものが4.4%、減益・減益の組み合わせが3.1%、増益・減益が2.0%であったことを示し

ている。(表3を図示したのが付図である。)

表3 単独決算と連結決算との関係

ケース	連結決算		単独決算		
	営業利益	経常利益	営業利益	経常利益	構成比(%)
(A)	増益	増益	増益	増益	*90.3
			減益	増益	4.4
			減益	減益	3.1
			増益	減益	2.0
(B)	減益	増益	増益	増益	20.0
			減益	増益	*63.4
			減益	減益	15.2
			増益	減益	1.4
(C)	減益	減益	増益	増益	6.2
			減益	増益	7.4
			減益	減益	*83.6
			増益	減益	2.7
(D)	増益	減益	増益	増益	29.8
			減益	増益	2.2
			減益	減益	21.0
			増益	減益	*49.0

注) *印は、連結決算のパターンと単独のそれが一致している欄を示す。
出所) 表2に同じ。

これから明らかなように、(A)~(D)のいずれにおいても、単独決算でも連結決算と同じパターンをとることが多い。(表で、各ケースごとに連結・単独で同一のパターンの欄には*印をつけてある。)しかし、連結決算で営業利益と経常利益の動きが異なる場合は、やや様相を異にしている。とくに連結決算で営業利益：増益、経常利益：減益のケース(D)では、単独で連結と同じパターンの比率は低下して50%に達せず、営業利益、経常利益とも増益のケースがほぼ30%あり、また営業利益、経常利益とも減益のケースが21%ある。一方、連結決算で営業利益：減益、経常利益：増益のケースでは、単独決算でも同じパターンであったのは60%強に留まり、営業利益、経常利益とも増益というパターンを示したものが20%、他方、営業利益、経常

利益とも減益というパターンを示したものが15%ある。

いうまでもなく、単独、連結で決算動向が必ず一致するとは限らない。とくに、営業利益と経常利益で動きが逆になるのは、景気の変わり目に生じることが多いから、ケース(B)、(D)において、連結と単独でパターンが一致する比率が低くなることは予想される。しかし、ケース(D)で、連結、単独いずれも営業利益は増益であったが、経常利益が連結では減益であったにもかかわらず、単独では増益であったものが30%も存在するというのは、ケース(B)と比較しても異常に高い数値とってよいのではなからうか。

ここでは、営業利益と経常利益の前期からの変化の方向だけをみているだけで、その変化の大きさについては検討していない。経常利益の安定化は、同じ増益であってもその大きさも問題となるから、ケース(A)の中にも利益操作が含まれている可能性がある。このように、公表された財務データによって、経常利益安定化のための利益操作の実態を明らかにするには限界があるが、われわれの分析はその一端を示している。

単独決算主義のもとで子会社を利用した経常利益の平準化は、雇用を安定化させるというメリットをもつが、経営者にとっても経済環境の悪化に対する「ゆとり」を与えることになる。その反面、会計利益を表面的に取り繕うことにより、経営責任を曖昧にする弊害が大きい。

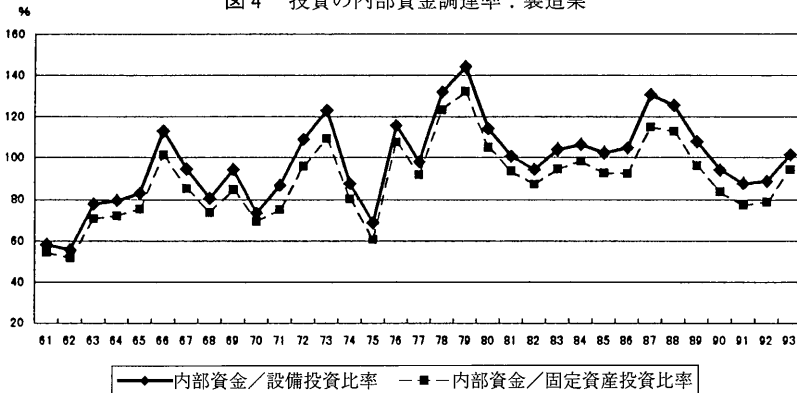
V 内部資金の蓄積と企業行動

取得原価主義による含み経営と単独決算主義による利益操作は、景気動向に対する企業の抵抗力を高める。高度成長期に、本来、リスクな投資に対して日本企業が大胆に取り組んでいった背後には、確定決算主義のもとで資本蓄積の促進をめざした企業課税とともに、こうした要因があったと考えられる。

これらの要因は、企業経営者にゆとりを与える反面、経営責任に対する甘えの温床となりかねない。高度成長期にはこれらの要因のネガティブな

側面は、比較的抑えられていた。日本企業は国際競争力を高め、海外市場で外国企業と激しい競争を行い、輸出を拡大させた。高収益をもたらす投資機会が潤沢に存在する一方で、投資資金の制約がきわめて強かった。資本市場は未発達のみで、投資は銀行からの借入れ依存せざるを得なかった。こうした状況でメインバンク制が発達し、メインバンクは企業のモニタリングを行い、経営者のモラルハザードを防ぐ役割を担った。また投資資金の借入への依存は、企業が上げなければいけない最低の期待収益率の下限を決め、非効率的な投資に歯止めをかけた。豊富な投資機会、輸出における外国企業との激しい競争、最低報酬率の下限を決定する借入金利、メインバンクによるモニタリングなどの要因が相まって、資本の効率的運用に対するインセンティブが確保されていた。

図4 投資の内部資金調達率：製造業



注) 固定資産投資は、設備投資に土地及び無形固定資産への投資を加えたものである。
出所) 大蔵省『法人企業統計年報』より作成。

高度成長の成果と寛大な減価償却政策は内部資金を増加させ、投資の借入依存を引き下げた。図4は、製造業を対象に投資資金のうち、どれくらいの比率が内部留保、減価償却費、引当金・準備金等の内部資金で調達されたかを示している。投資のデータとしては設備投資および設備投資に土

地購入と無形固定資産への投資を加えた固定資産投資の2つの系列をとってある。

これより、1970年代はじめまでの高度成長期では、66年度および72、73年度を例外として、設備投資の内部資金調達率は100%を下回っている。また土地購入を加えた固定資産投資の資金調達率についても、ほぼ同様である。この不足分は、主に銀行からの借入によって調達された。したがって、この時期には、投資プロジェクトは、最低限、銀行からの借入利子を上回らねばならないという制約が課されていた。メインバンクによるモニタリングも効き、経常利益を目標にしつつも資本の効率的運用を図るインセンティブが機能していたと考えられる。

しかし、70年代半ばを過ぎると、設備投資の内部資金調達率は多くの年度で100%を越えている。土地などへの投資を加えても内部資金の方が上回る時もあった。70年代後半と80年代後半には内部資金が投資額を20%を上回ることもあった。また80年代後半のバブル期には増資も活用され、銀行からの借入は急激に低下し、ネットでマイナス（返済）の年もみられるようになった。90年代に入り、不況による内部留保の急激な減少により、内部資金調達率も低下したが、投資額も同時に急減している。

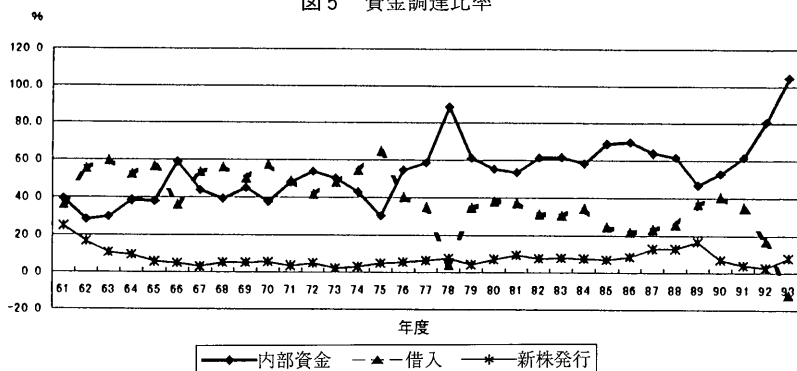
また、図5に見るように、内部資金が潤沢になると同時に、80年代後半には転換社債の発行や増資という新たな手段を通じての資金調達が活用された。借入の比率は低下し、銀行離れが生じた。借入金利という最低限満たさねばならないハードルがなくなり、銀行によるモニタリングも弱まった。（その後の動きを見ると、銀行自体のモニタリング能力にも大きな問題があった。）企業経営者たちは、あたかも無償に近いコストで資金を調達したという錯覚に陥った。

一方では潤沢な内部資金をもち、資金調達手段は多様化した。他方では、高度成長期のような豊富な投資機会は消滅した。バブル期には、行き場のない資金がリスクを的確に判断することなく、不動産への過大な投資へと

進んだ。こうした行動の背後には、取得原価主義による含み経営と単独決算主義による利益操作による甘えの経営があり、それが経営者のモラルハザードを引き起こしたと考えられる。

もはや内部資金の充実は必要ではなくなった。また海外市場での競争はますます激しくなり、資本収益率の低下に見舞われている。今求められているのは、高度成長期に根ざす法人税制の抜本的改革なのである。

図5 資金調達比率



注) 総資金調達に占めるそれぞれの構成比を示す。

出所) 大蔵省『法人企業統計』より推計。

VI 税制改革のありかた：むすびに変えて

高度成長に貢献した企業会計制度は、現在は、その弊害が問題とされている。不良債権処理に見られるように、本来、会計基準からすればもっと引き当てるべきであるにもかかわらず、引き当てを税務上の限度にとどめ、その結果、利益が過大に評価され、税を過大に支払うことが生じている。しかし、企業は有税であると、なかなか引き当てを行おうとはしない。まさに、法人税法の規定が企業会計をゆがめている。法人税制についても、高度成長は企業に潤沢な内部資金をもたらし、もはや税制がそれを促進する必要はなくなった。

わが国では、少子高齢社会において労働力不足を補い生産性を高めるため、国内の民間投資の役割は依然として重要である。しかし、戦後経済を背後で支えた上述の要因は、もはや存続させることはできない。経済成長は輸出の増大と経常収支の黒字拡大をもたらし、世界経済における日本経済のプレゼンスを増大させた。これは日本経済の国際化を一層進展させ、海外の投資家が株主として登場している。もはや株式の持合いによる「静かな」株主ではなく、効率的な資本の運用を求める株主の声が強まっている。

こうした状況をふまえ、わが国の今後の法人税改革はどのようにあるべきなのであろうか。ここでは4つのポイントを指摘して、本稿を終えることにしたい。

まず第1点は、企業会計制度の改革である。企業会計制度審議会は、連結財務諸表制度の見直し、税効果会計の導入、金融商品の時価会計の導入等、2002年にかけてグローバルスタンダードに合わせた大改革を表明している。このような改革の目的は、わが国においても国際的に遜色のないディスクロージャーを整備し、内外の投資家へ十分な情報を提供し、企業に対しても実態に則した経営判断を行うことを可能にすることである⁵⁾。時価会計の導入、実質支配力基準による連結決算の重視はいずれも、本稿で取り上げた含み益経営、単独決算による利益操作の問題は改善されるであろう。また税効果会計の導入は、確定決算主義に潜む逆基準性を断ち切り、企業成果の情報を伝えるという企業会計の本来の機能が高まることが期待される。税制改革についても、確定決算主義の見直しを含め、こうした企業会計制度の国際標準への適応に沿った改革が必要となる。

第2の点は、課税ベースの拡大と税率の引き下げである。わが国はいまや成熟経済に到達し、投資資金の調達においても、多様な調達手段をもっている。もはや内部資金の充実は必要ではなくなり、むしろ税負担自身が

5) 企業会計審議会 [1998b]

重荷となっている。企業間競争がますます国際的になり、資本収益率が低下する中で、税負担は企業にとって死活問題となっている。課税ベースを広げ、法人税率の引き下げが必要である。課税ベース拡大は、次に述べる税制の中立性からも必要とされる。税率引き下げに当たっては、法人事業税の改革に踏み込まざるを得ない⁶⁾。国と地方で法人所得の取り合いをしている状況にはない。

第3に、より中期的な視点から法人税改革を考えると、企業活動に対する法人税制の中立性がますます強く要請される。日本経済の状況を見れば、経済の低迷を打破し活性化するために、企業が積極的に新規事業に取り組めるよう環境を整備することが必要である。企業税制に対して求められることは、企業の意思決定に対する中立性である。とりわけ投資の不確実性を税制上、どのように扱うかが問題である。新規事業への企業の展開を促進するために、現在、諸外国に比べても短いわが国の損失の繰越期間を無期限あるいは大幅に延長することが必要である。さらに、既存の企業が新たな事業を展開する際に、社内事業部とするか分社化を選ぶかという組織形態の選択に対する税制の中立性という観点から、連結納税制度の導入も不可欠である。分社化には経営責任の明確化というメリットも期待され、税制が組織選択を左右することがあってはならない。

さらに、先述したように企業会計制度が確定決算主義から離れ、税務会計と財務会計が切り離されて、企業活動の成果が財務会計により反映しやすくなったとしても、問題がすべて解決されるわけではない。所得を課税ベースとする限り、経済的減価償却率の設定、物価の変化による保有資産のキャピタル・ゲインの取り扱いなど大きな困難があり、中立的な法人所得税制を求めることはできない。究極の中立的な法人税制として、キャッシュフロー法人税を検討する必要がある。

6) われわれは、田近・油井 [1997] において、法人事業税改革についての考え方を述べた。

第4に、より長期の問題としては、資本所得課税の一環としての法人税改革を考えることも重要である。すなわち、配当・利子・キャピタル・ゲインに対して、どのように課税をしたらよいのか、法人段階で課税すべきなのかあるいは個人段階で課税すべきなのか、個人段階と法人段階での調整はいかにすべきか等の問題がある。従来、こうした問題は配当の二重課税問題として議論されてきたが、最近アメリカで展開されている flat tax の議論では、資本所得には法人段階でのみ課税し、個人段階での課税を行わないという提案を行っている。また、アメリカ財務省では、包括的事業所得税を提案するなど新しい議論が起きている。目前の問題ばかりでなく、これらの問題について検討を開始し、深めていくことが必要である。

わが国の企業会計制度は、国際会計基準の導入にともない、大きく変わろうとしている。税制の側面からもこうした企業会計の流れに積極的に速やかに対応して、戦後に形作られた仕組みを基礎から改める時期であると思われる。

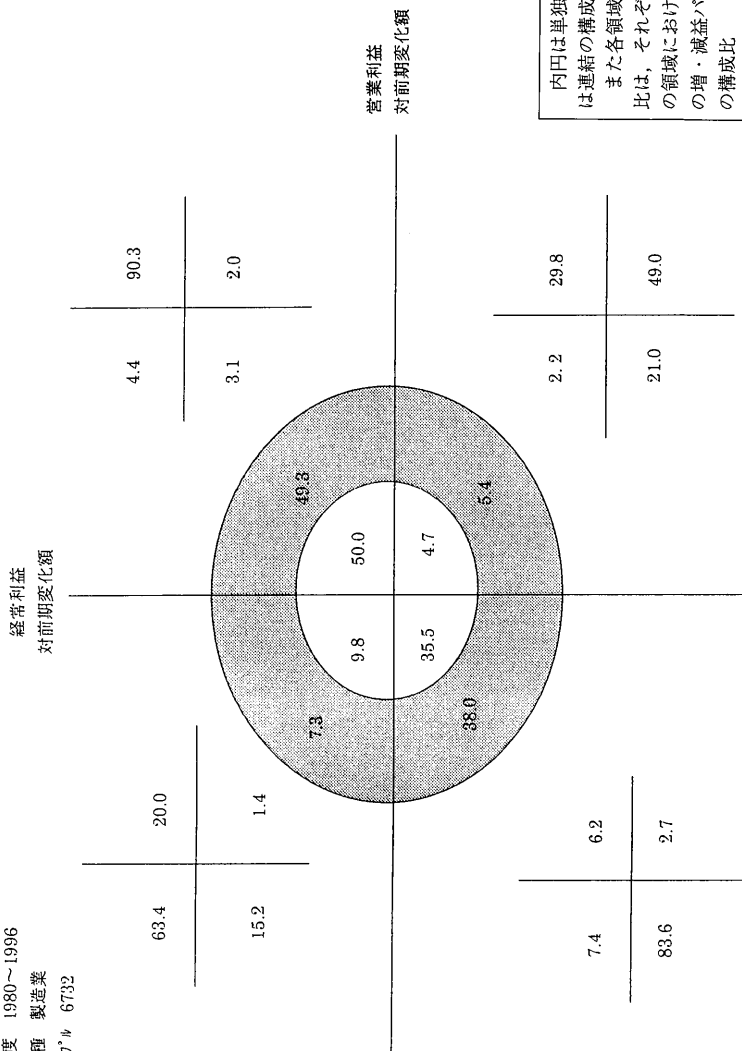
参 考 文 献

- 岡崎哲二 [1993] 「企業システム」岡崎哲二・奥野正寛編『現代日本経済システムの源流』所収、日本経済新聞社
- 企業会計審議会 [1998a] 「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」1998年6月
- 企業会計審議会 [1998b] 「金融商品に係わる会計基準の設定に関する意見書—公開草案」1998年10月
- 小宮隆太郎 [1993] 「日本企業の構造的・行動的特徴」(伊丹敬之、加護野忠男、伊藤元重編『企業とは何か』所収、『日本の企業システム』第1巻、有斐閣)
- 桜井久勝『会計利益情報の有用性』千倉書房1991年
- 白鳥栄一 [1998] 『国際会計基準』日経BP社
- 鈴木一永 [1996] 「契約理論にもとづく確定決算主義の評価」納税協会連合会『総合税制研究』第4号
- 橘木俊詔・長久保僚太郎 [1997] 「株式持合いと企業行動」『フィナンシャルレビュー』

- 田近栄治・油井雄二 [1984] 「戦後日本の法人税制と設備投資——法人税軽減率の計測を中心として」『季刊現代経済』第59号
- 田近栄治・油井雄二 [1996] 「日米製造業の税負担」『税経通信』第51巻第9号
- 田近栄治・油井雄二 [1996] 「日本の海外直接投資と法人税改革」『税経通信』第51巻第4号
- 田近栄治・油井雄二 [1997] 「法人事業税の改革」『税経通信』第52巻第16号
- 寺西重郎 [1993] 「メインバンク・システム」岡崎哲二・奥野正寛『現代日本経済システムの源流』所収, 日本経済新聞社
- 渡辺茂 [1994] 『ROE 革命』東洋経済新報社
- Jason G. Cummins, Trevor S. Harris and Kevin A. Hasset [1994], “Accounting standards, information flow, and firm investment behavior,” NBER Working Paper No. 4685, March 1994
- Andersson, K., V. Kannianen, J. Soderstern and P. B. Sorensen [1998], “Corporate tax policy in the Nordic countries,” in P. B. Sorensen ed. Tax policy in the Nordic countries, London, Macmillan Pr.
- Kannianen, V. and J. Soderstern [1994], “Cost of monitoring and corporate taxation,” J. Pub. E. October , pp. 307-321
- Kannianen, V. and J. Soderstern [1995], “The importance of reporting conventions for the theory of corporate taxation,” J. Pub. E. July, pp. 417-430
- Peter Birch Sorensen (1994), “Some old and new issues in the theory of corporate income taxation,” Finanz Archiv, Neue Folge Band 51, Heft 4 pp. 425-456

付図 連結決算と単独決算の相関：単独利益の安定化

年度 1980～1986
業種 製造業
〒777 6732



内円は単独、外円は連結の構成比(%)
または、それぞれ連結の領域における単独の増・減益パターンの構成比

付表 連結決算・単独決算の関連（製造業）

(1) 単独決算の状況

ケース		1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1995 前期平均	
ケースA		増益	48.9	41.0	51.2	71.0	41.1	31.7	68.7	75.0	60.0	48.6	27.5	18.5	24.3	62.3	56.7	68.5	50.0
B		減益	11.2	10.4	11.1	7.3	14.3	10.1	12.5	9.3	18.0	9.3	5.4	5.4	8.5	6.8	13.2	7.5	9.8
C		減益	29.3	37.4	47.0	34.7	20.2	41.6	55.9	18.3	20.0	30.3	56.4	69.1	59.9	25.8	26.2	20.0	35.5
D		増益	10.4	2.5	1.6	3.0	1.5	3.0	2.2	2.3	2.8	2.0	10.8	10.7	7.1	7.3	5.1	3.8	4.1

(単位 %)

(2) 連結決算と単独決算の関連

ケース	連結	営業利益	増益	単独															
				営業利益	増益	営業利益	増益	営業利益	増益	営業利益	増益	営業利益	増益	営業利益	増益	営業利益	増益	営業利益	増益
ケースA	増益	55.9	90.2	88.3	94.7	87.2	91.7	95.2	90.2	89.0	82.1	78.3	81.6	83.4	93.7	88.4	93.7	90.3	49.3
A-1	増益	3.6	5.6	5.9	4.0	2.1	7.7	5.0	2.6	4.2	6.4	6.8	3.8	2.6	3.1	3.7	6.0	3.3	4.4
A-2	減益	2.1	1.2	4.4	7.5	2.1	3.8	0.8	1.1	1.3	2.6	2.1	5.7	9.2	7.1	5.2	4.0	0.7	3.1
A-3	減益	4.1	0.0	0.7	0.5	1.1	1.3	2.5	1.1	0.5	0.9	2.1	8.5	9.2	8.2	3.0	1.6	2.2	2.1
A-4	増益	3.5	7.9	9.8	9.2	6.3	9.4	9.4	12.0	6.0	10.6	3.9	3.2	5.6	7.5	4.4	10.3	5.8	7.3
B-1	増益	25.0	35.7	30.6	17.6	20.0	21.1	10.5	16.7	16.7	14.0	18.8	30.8	26.1	19.4	5.6	16.3	29.2	20.0
B-2	増益	58.3	50.0	58.3	58.8	64.0	58.4	63.2	72.9	66.7	81.4	75.0	53.8	43.5	51.6	72.2	67.4	50.0	53.4
B-3	減益	8.3	14.3	11.1	20.6	16.0	10.5	26.3	10.4	16.7	4.7	6.3	15.4	17.4	25.8	16.7	16.3	20.8	15.2
B-4	増益	8.3	0.0	0.0	2.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	13.0	3.2	5.6	0.0	0.0	1.4
ケースC	減益	31.6	43.0	48.9	34.1	20.4	47.0	58.7	17.0	13.5	25.7	35.0	60.6	70.6	63.7	24.8	25.5	24.8	38.0
C-1	増益	6.4	4.6	7.8	4.8	6.2	7.3	4.6	7.4	9.3	10.6	7.7	5.2	2.8	3.4	10.8	6.6	14.6	6.2
C-2	増益	5.5	10.5	3.9	9.5	8.6	9.9	4.6	11.8	14.8	20.2	8.4	4.4	3.4	6.1	4.9	10.4	9.7	7.4
C-3	減益	82.6	81.7	87.7	82.5	84.0	81.2	88.5	80.9	75.9	68.3	78.0	85.1	91.7	85.3	82.4	80.2	72.3	83.3
C-4	増益	5.5	3.3	0.6	3.2	1.2	1.6	1.3	0.0	0.0	1.0	4.9	5.2	2.1	4.6	2.0	2.8	2.9	2.7
D	増益	9.0	3.9	4.4	2.7	1.8	5.2	2.0	3.5	3.3	5.9	14.2	10.5	5.4	4.9	5.8	4.1	4.6	5.4
D-1	増益	12.9	50.0	31.3	20.0	42.9	42.9	25.0	35.7	7.7	62.5	32.2	20.9	9.1	25.0	37.5	5.9	52.6	29.8
D-2	増益	0.0	7.1	12.5	10.0	0.0	4.8	0.0	0.0	0.0	8.3	1.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.2
D-3	減益	19.4	14.3	31.3	20.0	28.6	19.0	37.5	21.4	23.1	8.3	10.2	27.9	31.8	30.0	20.8	41.2	5.3	21.0
D-4	減益	67.7	28.6	25.0	50.0	28.6	33.3	37.5	42.9	59.2	20.8	55.9	51.2	45.0	41.7	52.9	42.1	48.0	49.0
サンプル数		345	356	366	369	397	406	404	399	400	405	409	411	411	411	411	415	416	6732

(単位 %)

注) (2) では、まず、連結決算での営業利益および経常利益の前期増減益によってA~Bの4つのケースに分け、次に、各ケースごとに単独決算における営業利益と経常利益の増減益によって2つのケースに分け、その構成比を示した。例えば、1980年度では連結決算が営業利益、経常利益とも増益だった企業が全体の55.9%を占め、さらにそのとき単独ケースでも営業利益、経常利益とも増益だったのは、その90.2%であることを示している。連結と単独でパターンが一致しているケースについては、数字に下線を付してある。

出所) 日本開発銀行「開業企業財務データベース」より作成。